

特定非営利活動法人日本障害者協議会

2017 年度事業計画

2017 年度は、障害者権利条約（以下、権利条約）の NGO として提出する報告書（以下、パラレルレポート）の具体化を視野に置きながら、権利条約の理念の実現と、障害のある人の暮らしの好転のために、事業・活動を計画し実施していく。

以下、2017 年度の事業・活動を、委員会（政策委員会、国際委員会(JDF と一体)、企画委員会、広報委員会、情報通信委員会、総務委員会）ごとの整理と、JD 全体として取り組む重要事項と合わせて計画し、実施する。

* 文中敬称略、加盟団体=正会員団体

【重点事項】

1. 社会的テーマについて

日本国憲法施行 70 年の本年、障害分野からの視点で平和といのちを考え、生活保障の理解を深め、広めていくために事業を実施する。

2. 障害分野のテーマについて

① 権利条約の締約国報告を評価し、JDF 等と連携しながらパラレルレポートづくりに参加していく。JD 加盟団体に一定共通した項目の調査をよびかけ、実態と課題を共有し、必要な支援を明確にするレポートづくりに貢献する。

JD ブックレットや「えほん障害者権利条約」などを活用しながら、権利条約の周知を図る。

② 災害の際には臨機応変に被災障害者支援を行い、今後の防災対策を合せて行う。

3. JD の課題について

① 運動の根幹である財政基盤の土台を築くため、財源づくりに結びつく事業の企画・実施に努める。活動を支えいただく賛助会員の拡大に努め、認定 NPO 法人であることを生かして寄附者の拡大を図る。

② 知的障害など、コミュニケーションなどに配慮が求められる障害のある人の参画を念頭に置いて、必要な配慮や工夫、環境整備を学び、当事者の主体性を尊重した活動を行う。

1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

(1) 政策提言の検討

インクルーシブな真の共生社会の実現に向け、法制度改正や権利条約などの動向を踏まえ、政策委員会として検討し、予算確保をはじめ、必要な提言を行なっていく。特に、以下の諸点を考慮する。

① 権利条約の履行に向け、締約国報告の評価・検討を行い、パラレルレポートづくりに寄与していく。

② 障害者差別解消法の周知・活用に努め、3 年目の見直しの検討作業に取り組む。

③ 総合福祉部会の骨格提言および自立支援法違憲訴訟団と国との基本合意が尊重・重視され、具体化されるための提言を行なっていく。

④ 社会保障全体が縮減に向かっている今日、障害者予算の国際比較に資する統計的調査が求められている。財源の効率化が背景となっている「我が事・丸ごと」政策などに対応しながら、個人が尊重される普遍的な生活保障システムを提言する。

(2) 障害者基本法や障害者虐待防止法の見直しや障害者基本計画の検証

障害者基本法および虐待防止法の施行の状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるための議論を進めるために必要な改正事項を提言する。また、上記の権利条約のモニタリングと密接に関連する障害者基本計画の検証作業を行なっていく。

(3) シンポジウムや学習会等の開催

政策に関する問題や課題が提起され、JDとして共有されたときなど、政策提言する力を高めることを目的としたシンポジウムや学習会等を開催する。

(4) タイムリーな意見表明や要望等の提出

障害者政策委員会をはじめ、障害に関する様々な国の審議会等の進行や内容に合わせて、政策提言、意見、要望を随時、表明する。また、法律や制度の改正を求める障害当事者の裁判等を支援し、必要に応じてJDとしての意見書や要望書を提出する。

(5) 上記の検討作業を通して、JDとしての政策提言書づくりをめざす。

2. 国際活動および障害者権利条約に関する活動

(1) 権利条約に関わる認知度を高め理解を深める運動の一環として政策会議を開催する。

総会の同日、加盟団体関係者はじめ広く参加を呼びかけ、権利条約の締約国報告の評価と政策会議での議論を踏まえ、JD版パラレルレポート草案をまとめていく。

日時：5月26日（金）13：30～17：00

場所：戸山サンライズ2階 大研修室+中会議室

テーマ：障害者権利条約 パラレルレポート草案&学習会

内容：情勢報告、障害者権利委員会傍聴報告、パラレルレポート草案のポイントなどの学習と7つの分散会によるグループ討論。

(2) パラレルレポート等の検討活動

上記の政策会議をはじめ、状況に応じて学習会、懇談会などを開催すると同時に、JDF等と連携しながら報告書の内容充実への積極的な関与に努める。

(3) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」SDGsへの働きかけ

「誰も置き去りにしない (leave no one behind)」との考え方を強調しているSDGsの実施に向けて、JDF等と情報を共有し、連携して働きかけていく。

(4) 国際会議等への対応

権利条約関係、アジア太平洋障害フォーラム (APDF) 関係の情報をJDF等から得て、必要に応じて参加も視野に入れて、対応する。

3. 社会啓発および国会・関係省庁に向けての要請行動ほか対外活動

権利条約の周知や障害者政策に関する学習会等を開催し、加盟団体の相互理解促進と意識向上を図り運動を強化するとともに、高齢、女性、子ども、貧困など近接領域との交流に努め、実効力の伴う運動を図る。

JDの政策提言や見解を政府や各政党に提出・提案するとともに、国との懇談などの場を設定し、政策の実現を図る。

(1) 国会および政党、関係省庁等に向けた要請活動

権利条約締約国にふさわしい当事者主体の政策実現に向けて、様々な面から働きかけていく。

(2) 講座・学習会・シンポジウム等の開催

権利条約の理念の実現をめざして、その周知に努め、課題や状況に応じて、関係者 広く一般の興味・関心を引くもの、新しい切り口のものをテーマに企画する。

① 日本国憲法施行70年事業

一昨年(2015)年の戦後 70 年、昨年(2016)の憲法公布 70 年に続く、「障害者のしあわせと平和を
考えるシリーズ」を締めくくるものとして、憲法施行 70 年事業を企画する。

日程：7月14日（金）13:00～16:30

場所：国会議員会館

テーマを『憲法施行 70 年と障害者 障害者に生きる価値はないのか！一真に共に生きる地域社
会の実現をめざして』とし、詳細は漸次固めていく。

- ② 連続講座・・・年度後半に実施する。タイムリーな企画とするためテーマは未定。
- (3) JD 役員はじめ JD 内外の協力者による講師派遣事業を引き続き実施する。

4. 広報活動

広報委員会による編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎とし、内容の充実と
魅力ある紙面づくりを探求する。特に、以下の点に重点を置く。

- (1) 企画委員会や政策委員会等の講座や学習会と「すべての人の社会」を連動させ、JD の広報誌
としての役割を増進し、さらなる内容充実と刷新を図る。また、チラシ等の紙媒体、口コミ、ウェ
ブ等、あらゆる方法により読者増員を図る。
- (2) 障害関連団体をはじめ、社会保障分野の諸団体や関係者の購読層を広げることを常に意識し、
「すべての人の社会」の普及を図る。
- (3) 障害問題啓発のための冊子として引き続き JD ブックレット等の企画・編集を行い、他の冊子・
リーフレット類と合わせて普及し、広報活動の活性化を図る。
- (4) JD が企画・編集する JD 障害と福祉事典（仮称）の出版に向けて準備を進める。権利条約を
ベースに、当事者の視点や障害福祉の現場の実態などを踏まえた内容にしていく。JD 理事や加盟
団体に協力を得ながら、常任編集委員会を中心とするチームにより進める。
- (5) 「すべての人の社会」の点字版の作成について検討していく。

5. 情報通信活動

権利条約締約国として、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実現に向
けた活動を引き続き行う。同時に、情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に引き続き取
り組む。

- (1) 権利条約実現のため、パラレルレポートづくりなどで情報の共有化を図る。
- (2) 構成団体となっている「障害者自立支援法違憲訴訟基本合意の完全実現をめざす会（通称めざ
す会）での情報通信活動を担う。
- (3) ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アク
セス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みをすすめる。
- (4) JD のホームページをアクセシブルでよりわかりやすく使いやすいものとする。また、加盟団
体のホームページのアクセシビリティ向上はじめ ICT 活用のための相談活動を図る。

6. 関連事業

- (1) JDF 等との連携・協同

JDF の各委員会に参画して JDF の活動に寄与するとともに、障害種別、分野、立場、考え方の
違いを越えて団体がまとまった JD 本来の積極的な運動に努める。

- (2) 障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）の取り組み

基本合意文書を、骨格提言、差別禁止部会意見と同等の重要政策文書と位置づけ、定期協議（検

証会議)を重みのあるものにしていくこと、訴訟団との連携を引き続き強めていく。また、めざす会の活動に引き続き積極的に取り組み、事務局を担っていく。

(3) 社会支援雇用に関する活動

「日本の障害者雇用政策に関するILO159号条約違反に関する国際労働機関規約24条に基づく申し立て」に関わる研究調査を、全国福祉保育労働組合などの関連団体と連携して継続するとともに、社会支援雇用制度の実現を図る。

7. 組織・財政等の強化および理事会ならびに委員会の活性化

認定NPO法人としての社会的責任を認識しながら、運動団体としての活動の強化を図る。また、実務の基盤となる総務委員会の増員・強化および実行力を伴った委員会体制の整備と運営を図る。

(1) 会員の拡大

新たな会員を迎え入れるための働きかけを継続するとともに、組織強化と運動の活性化を図る上から、声を上げにくい比較的小規模な団体の運動の支援を常に念頭に置き同等に考える。

賛助会員の拡大は事業活動のための財政基盤を強化する上で最も重要なものである。あらゆる機会をとらえてJDについての広報と理解を深める活動を継続する。

(2) 寄附の募集

認定NPO法人には寄附者の数の要件(3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上)が課される。財政強化および、認定NPO法人継続のため、日頃から寄附の募集に努める。

(3) 理事会・専門委員会の活性化

理事会を毎月開催しながら、総会議決事項や社会状況に対応した活動の確実な執行に努め、新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。また、障害問題を広く把握し、連帯した運動をすすめていくため、他団体の課題を含めて理事会等の機会に短時間の学習会を持つ。

専門委員会(①政策、②国際(JDFと一体)、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務)において、課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。

(4) 事務局の整備等

事務局体制の強化は継続的な課題である。待遇を含む労働条件の改善はじめ、円滑な事務局運営が図られるよう、環境整備を検討する。